

**幼児期の教育・保育の提供体制のあり方、
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
の確保について
(本冊第5章4及び5)**

令和元年9月26日

津市健康福祉部 子育て推進課



4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方

(1) 教育・保育の提供体制の方向性

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、少子化や核家族化の進行に加え、女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子育て世帯を取り巻く環境の変化に起因した社会的な背景に対し、「質の高い幼児期における教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」などの課題を掲げ、そのために市町村は「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」（子ども・子育て支援法第3条第1項第3号）とされています。

平成27年度から5か年を期間とした本市の子ども・子育て支援事業計画においては、就労形態の多様化や子育て環境の変化などに伴った、子育て世帯の保育ニーズの高まりに対応するため、保育提供量の拡大に取り組むこととし、私立保育所の施設整備や私立幼稚園のこども園への移行に対する支援に加え、公立保育所と幼稚園の一体化によるこども園整備を進めてきましたが、待機児童は年度当初ではゼロを維持しているものの、年度途中には発生する状況の解消には至っていません。

その一方で利用者が減少し続けている公立幼稚園においては、引き続き適正な集団規模の維持・確保が課題となっています。

さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、令和2年度以降に子育て世帯が及ぼす保育需要への影響から、その動向によってはさらなる対応が速やかに必要となることも想定されます。

そのため、これら社会的な要因を背景とした保護者のニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園などを通じて教育・保育が子育て世帯へ確実に提供できるよう、本計画期間中においても、さらにその体制の整備を進めます。

【表】 合併後の教育・保育施設の定員の変化

※保育所等は4月1日現在、幼稚園等は5月1日現在

定員と利用者の推移		平成18年度		令和元年度		増減	
		定員	利用人数	定員	利用人数	定員	利用人数
保育所等 <small>※ 保育所、地域型保育事業（事業所内保育・小規模保育）、認定こども園（保育認定部分）</small>	市立	2,465	2,313	2,597	2,429	132	116
	私立	2,630	2,695	3,884	3,714	1,254	1,019
	計	5,095	5,008	6,481	6,143	1,386	1,135
幼稚園等 <small>※ 幼稚園、認定こども園（教育認定部分）</small>	市立	4,370	1,990	2,545	1,117	▲1,825	▲873
	私立	2,360	1,978	1,743	1,445	▲617	▲533
	国立	160	151	140	122	▲20	▲29
	計	6,890	4,119	4,428	2,684	▲2,462	▲1,435

(2) 今後の公立教育・保育施設の整備に係る方向性

(公立：国立を除く。以下同じ。)

① 公立幼稚園のあり方

公立幼稚園では、これまで長年にわたって、幼児一人一人の成長発達に合わせた教育実践を積み重ねるとともに、家庭教育の推進や地域・小学校との連携に力を注ぎながら、私立幼稚園等とともに本市の幼児教育を担ってきましたが、少子化や子育て世帯を取り巻く環境の変化から園児数は大きく減少し、多くの公立幼稚園では幼児教育に必要な適正規模の環境を確保することが困難な状況にあります。

そのため、混合学級の編制や近隣の公立幼稚園との合同保育を行い、幼児教育に必要な適正規模の環境確保に努めてきましたが、平成27年度以降において4園が休園又は閉園しています。

このような公立幼稚園をめぐる深刻な状況に対応するとともに、私立幼稚園等とも連携しながら、本市の幼児教育のさらなる充実を図るため、公立幼稚園の今後のあり方について、次のように方向性を整理します。

ア 認定こども園への再編

公立幼稚園では1号認定子どもを対象に、地域の公的な教育施設としての役割を果たしていますが、こうした保護者ニーズに応えながらも園児数が減少している課題に対処していかなければなりません。

そのため、それぞれの公立幼稚園を取り巻く地域の実情等を踏まえ、就園状況等一定の条件を見極めながら、多様な生活スタイルの幼児同士が学び合える適正規模の環境として、2号認定子どもや3号認定子どもと共に、連続した育ちを支えていくことのできる認定こども園への再編を行います。

公立認定こども園では、これまで公立の幼稚園と保育所が培ってきた幼児教育と保育を融合させ、より質の高い教育・保育を提供します。

イ 公立幼稚園としての再編

公立幼稚園を取り巻く地域の実情や今後の就学前子どもの見込みなどを考慮した上で、これまでの実績を引き継ぎながら地域における公的な幼児教育の提供施設としての役割を果たします。その際は、施設利用に対する保護者ニーズを踏まえた幼児教育の提供環境や体制について必要な検討を行います。

一方で、様々な要因から公立幼稚園として運営継続が困難であると判断される場合は、休園の措置を経て近隣の公立幼稚園との統合を図ることで閉園に向けた整理を行います。

② 公立保育所の施設環境の維持

子育て世帯による保育ニーズの高まりから、さらなる保育提供量の拡大が必要な状況にあつて、公立保育所は昭和40年代に建築が進められたものも多く、築40年以上のものが大半で施設の劣化が著しく進行しています。

私立の教育・保育施設の状況などを踏まえ、幼保連携型認定こども園を整備するため公立幼稚園との一体化を図るもののほか、引き続き公立保育所としての機能を果たすことが必要な施設については、計画的に長寿命化のための改修を行い、保育提供環境の維持を図ります。

③ 公立の幼保連携型認定こども園の整備

前期の計画において「平成31年度までに5施設の整備をめざします。」とした公立の幼保連携型認定こども園は、平成30年度に3施設、令和元年度に1施設が開園し、令和2年度から開園する1施設と併せて5施設を整備してきました。

また、その間も増大し続ける保育需要に対応するため、私立の幼稚園や保育所によるこども園への移行や新設に対する支援を行い、令和元年度末時点で私立の幼保連携型認定こども園は15施設となっています。

しかし、前述のとおり本市における保育提供環境は、待機児童の発生について年度当初はゼロを維持しているものの、保護者の希望と提供体制が合致していないことから、多くの方が「空きを待つ、状況にあり、年度途中には待機児童が発生する状況の解消には至っていません。

一方、公立幼稚園においては、これまでも近隣の園との合同保育、休園を経た統廃合や保育所との一体化によるこども園への移行などにより、適正な集団規模の確保・維持を図り、幼児教育環境の改善に取り組んできましたが、さらに小規模園（園児数9人以下）が発生しているため、前述のとおり公的な幼児教育に対する保護者ニーズへの対応等、今後の提供体制のあり方を整理していかなければなりません。

これらの状況に対応していくとともに、依然として少子化が進行している中、保育の担い手たる人材の確保に困難が増している状況に加え、幼児教育・保育の無償化による保育ニーズへの影響にも柔軟に対応する必要があることから、前計画で整備することとした公立の幼保連携型認定こども園の整備を継続して進めます。

なお、整備する地域については、特に今後も高い保育ニーズが見込まれ、速やかな保育提供量の拡大による提供環境の改善が必要な地域に対し、民間施設との両立を基本に早急な取り組みを行います。

また、前述のとおり地域における公的な幼児教育へのニーズに応えるため、その提供環境を改善し、質の高い幼児教育の再生と継承を図る方策として、小規模化した公立幼稚園と隣

接する公立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を通じて、より質の高い幼児教育を提供する体制を整備します。

(3) 待機児童対策と保育士・保育教諭の確保

これまで、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、本市における待機児童対策としての定員確保と併せて幼児教育・保育の充実に向け資質の向上を図ってきました。

待機児童解消を図り、円滑な保育施設の提供環境を実現するためには、保育提供量の拡大のための施設の整備等によるハード面の対策と、保育士確保というソフト面での対策の両面から進めていく必要があります、それと併せて保育の質の向上も欠くことができません。

保育士確保策としては、私立の保育所・幼稚園等への運営経費の給付を通じた保育士等の処遇改善に引き続き取り組みます。

また、私立保育所等との共同により「保育士職場復帰セミナー」を継続的に開催するとともに、潜在化した保育士の復職に支障となっている要因の一つに挙げられる、就労時間帯など復職の条件に対応できる就労支援を検討するなど保育士の確保に努めます。

(4) 教育・保育の質の向上

保育の質の向上においては、平成30年4月から適用されることとなった現在の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領においては、3歳以上の幼児教育について共通の記載となっており、すべての就学前児童がいずれの施設を利用した場合でも同一の指導が受けられることとされたことを受け、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業における教育・保育を通して、すべてのこどもに人間形成の基盤となる心情・意欲・態度を育むため「津市幼児教育・保育カリキュラム」をもとに一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。

また、専門的な知識と技術を高めるための職員研修を実施し、一人一人の子どもの願いを聞き届ける職員としての資質の向上に努めます。

そのため、公立、私立や施設の種別にかかわらず共通した課題である保育者の専門性の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、伝統と実績のある幼児教育の継承と本市における就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

(新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料については、各保育事業者の協力をいただき、無償化のメリットを実感いただけるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については償還払いを基本とします。)

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ三重県による立ち入り調査等にも同行するなど、三重県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。